

報酬金決定上の参考事項の報告と受任者の意見

被援助者

1.被援助者の受けた利益

(1)金銭上の利益

相手方等より支払いを受ける金額 円	※長期分割払いの場合、2～3か月間の履行を確認した上で、 審査を行う場合があります(扶養料等に関しても、受任者を通じて履行の有無を確認させていただきます)。			
※ 受ける金額が養育費又は婚姻費用の場合は以下に記入ください				
<input type="checkbox"/> 一括 円	<input type="checkbox"/> 分割	年	月	月額 円
既に支払いを受けた金額 円 (うち受任者預り金 円)				
今後受けるべき金額 円				
履行の確実性に関する判断		強制執行の要否並びに執行対象物の内容		
金銭の支払い請求を排除した事件(被告事件等)にあつてはその金額 円				

(2)前号以外の利益(鑑定書等添付の必要なし)

被援助者の受けた経済的利益の評価額等

2.受任者の出廷回数及び特に努力した事項、報酬金の希望額やその支払方法等について

ご意見等がありましたら、必ず記入してください。本報告書を審査に付し、終結決定後、決定書を送付いたします。審査前のご連絡は原則いたしませんのでご了承ください。また、追加費用支出申立てをなさる場合は、本紙と併せて「追加費用支出申立書」と疎明資料をご提出ください。援助終結決定後に不足実費の追加支出をすることはできません。

出廷回数	回 (うち電話会議 回)
報酬金について	<input type="checkbox"/> 意見なし <input type="checkbox"/> 意見あり
特に努力した事項、報酬金の希望額やその支払方法、ご意見等がありましたら、記入ください(審査の結果、ご希望に添えないこともありますのでご了承ください)。	

参考

・報酬額は、事件により異なりますが下記の基準を目安とします(税別)。
概ね現実に入手した金額が3,000万円までは、その10%を基準としますが、入手した金額が3,000万円を超える部分は、その超える部分の6%を加算します。また、月賦弁済の和解等は、原則として相手方からの入金之都度報酬を分割して支払うこととなります(ただし、平成20年3月までに援助決定した事件は取扱いが異なりますので、センターにご確認ください)。
・家事事件の財産的給付のない事件又は当面取立てができない事件の報酬は6万円～12万円とし、標準は8万円が目安です。
・交通事故に基づく損害賠償請求事件で、受任者が自動車損害賠償法に基づく責任保険金受領に関与した場合は、原則給付額の2～3%相当額が報酬になります。